貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年9月)

9月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社Ｊトップ（法人番号３４３０００１０６１０２０）　代表者阿部純也	北海道札幌市北区篠路町上篠路３４４番地２０	本社営業所	北海道札幌市北区篠路町上篠路３４４番地２０	R8.9.30	輸送施設の使用停止（２０日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３	令和８年５月１９日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３）	２	２
２	株式会社ヤマ商（法人番号８４６０１０１０００６１８１）　代表者山根明	北海道河西郡芽室町西１条５丁目１番地１２	本社営業所	北海道河西郡芽室町西１条５丁目１番地１２	R8.9.30	輸送施設の使用停止（２４日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他４件	令和７年１０月１７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項から第２項）、（３）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（５）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	３	３
	以下余白									